

望まない受動喫煙をなくそう

あなたの気づかないところで
困っている人がいるかも…



改正健康増進法では、屋外や私有地での喫煙については規制の対象外となっていますが、「喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない。」と定められています。喫煙の際は次のとおり周囲への配慮をお願いします。

人通りの多い場所での喫煙 (公園など)



小さいお子さんや吸わない人に
たばこの煙を吸わせない配慮を

歩きたばこ



歩行中や自転車乗車中などの
喫煙はやめましょう

ベランダ・庭での喫煙



洗濯物にたばこの臭いがつく、
たばこの煙が窓から入ることがあります

敷地内屋外喫煙所での喫煙



屋外喫煙所であっても周囲の状況を確認し、
喫煙しましょう

注意 事項

1. チラシは屋外等での喫煙について一定の配慮をお願いするものであり、喫煙者を非難するものではありません。
2. 本チラシを掲示する場合は、掲示する人の責任においてチラシや掲示場所の管理をお願いします。